

三菱商事復興支援財団2014年度学生支援奨学金（東日本大震災） 募集・推薦要項

公益財団法人 三菱商事復興支援財団

三菱商事復興支援財団（以下「当財団」という。）は、「2014年度学生支援奨学金（東日本大震災）」（以下「本奨学金」という。）の受給者を下記により募集する。

記

1. 目的

本奨学金は、2011年3月11日に発生した東日本大震災（以下「本震災」という。）によって経済状況が悪化し、学業継続が困難な状況にある、日本国内の大学学部並びに短期大学に在籍する学生に対し、経済的不安を緩和し、学習効果を高めることを目的として寄与するものである。

2. 提供の趣旨

当財団は、基本理念である「三綱領（所期奉公・処事光明・立業貿易）※」の精神を基盤に、国難ともいえる今回の未曾有の本震災に際し、日本の未来を担う被災世帯の若者の一助となるべく、資金を提供している。

※「三綱領」：三菱四代社長岩崎小彌太の訓諭をもとに、1934年に旧三菱商事の行動指針として制定され、三菱商事の企業理念となっている。三菱商事復興支援財団では、この精神を土台とし、東日本大震災の復旧・復興に取り組んでいる。

- ・所期奉公－事業を通じ、物心共に豊かな社会の実現に努力すると同時に、かけがえのない地球環境の維持にも貢献する。
- ・処事光明－公明正大で品格のある行動を旨とし、活動の公開性、透明性を堅持する。
- ・立業貿易－全世界的、宇宙的視野に立脚した事業展開を図る。

3. 応募資格

応募することができる者は、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 2014年4月現在、日本国内の大学学部、並びに短期大学に在籍する正規学生で、本震災による火災・水害等で被災し、家計を支える方が失業・破産・事故・病気・行方不明・死亡等の被害を受け、経済的事由により修学が困難な状況が見込まれる学生。但し、大学院に在籍する学生は対象外とする。
- (2) 品行方正で学習意欲の高い者。
- (3) 他の奨学金の支給を受けていない者（貸与型（返済が必要なもの）の奨学金、学費免除、及び一時給付金は除く）。
- (4) 大学の長の推薦を受けることができる者。

4. 採用予定人数

1,000人

5. 奨学金月額

100,000円

6. 支給対象期間

2014年4月より2015年3月までの1年間

（本奨学金は1年間の単年度型支給の奨学金となります。）

※2011年度から開始しました本奨学金は2014年度募集をもって終了となります。

7. 応募・推薦書類

(1) 願書兼推薦書（別紙様式1。大学の公印が押印されているもの。） 1通

(2) 応募者の写真 1葉

最近6ヶ月以内に撮影したもの。4.0cm×3.0cm、上半身、脱帽、裏面に氏名を記入し、願書の所定欄に貼付すること。

(3) 被災（罹災）証明書

※罹災証明書が入手困難な場合（家屋損壊が無い等の場合）に限り、被災状況と罹災証明書入手困難な理由が記載され、大学の公印が押印された願書兼推薦書（別紙様式1）をもって代用可とする。

8. 応募・推薦方法

(1) 本奨学金を受けようとする者（以下「応募者」という。）は、所定の様式による応募・推薦書類を、在籍する大学に提出するものとする。

(2) 大学の長は、3.に掲げる応募資格に該当するとともに、学業・人物ともに優秀と認められる応募者について、7.に掲げる応募・推薦書類を、当財団代表理事（以下「代表理事」という。）に提出するものとする。

9. 大学からの願書兼推薦書受付期間

2014年5月16日（金）（必着）

なお、受付期間を過ぎた場合、提出書類が不備の場合は、原則受理しない。

また、提出書類は一切返却しない。

10. 選考及び結果の通知

大学より推薦された者について、当財団内で書類審査を行い受給者を決定し、2014年6月下旬を目途に代表理事が大学を通じて通知する。

11. 奨学金の支給等

本奨学金は、在籍大学を通じて支給する。

12. 注意事項

(1) 受給者は、奨学金の返還義務を伴わない。また、三菱商事株式会社への入社その他の付帯義務を負うものではない。

(2) 受給者が、次のいずれか一つに該当した場合には、受給決定が取り消される。

ア. 応募書類および推薦書類の記載事項に虚偽が発見された場合

イ. この要項に定める事項に該当しなくなった場合

(3) 受給期間中に退学した場合は、退学日以降の奨学金は支給しない。また、長期欠席もしくは休学、留年する場合も、事由を勘案の上で、奨学金の支給を取りやめる。

(4) 留学については、留学期間中の奨学金の支給を取りやめる。

(5) 受給期間中に、在籍大学において懲戒処分を受けたり、学業成績が著しく不良であったり、受給決定の際に通知する事項を遵守しない場合、その他、本奨学金の受給生としてふさわしくないと判断される場合は、奨学金の支給を打ち切ることがある。

13. 個人情報の取扱いについて

奨学金の推薦書類に記載された個人情報については、奨学金事業のために利用され、その他の目的には利用されない。

14. 大学からの応募推薦書類提出先・問合せ先

公益財団法人 三菱商事復興支援財団

〒100-8086 東京都千代田区丸の内2-3-1

E-mail: info@mitsubishicorp-foundation.org